

第Ⅱ部 文化的景観保存計画

第1章 文化的景観の保存に関する基本方針

第2章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

第3章 文化的景観の整備活用に関する事項

第4章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

第5章 文化的景観における重要な構成要素

第6章 参考資料

第1章 文化的景観の保存に関する基本方針

1. 文化的景観の概要と価値、課題

(1) 文化的景観の概要と価値

「新上五島町崎浦の五島石集落景観」は、下記のような価値が考えられる。

＜環境＞ 新上五島町崎浦地域は我が国本土最西端よりも西海上に位置する五島列島の離島群の中にある。同じ中通島で有川湾を挟んだ対岸の北魚目地域の狭く細長い組織地形に立地する土地と比較すれば、そこまで厳しくないが、崎浦背後の山はシイノキ萌芽群落を中心とした照葉樹林で深く、海浜集落部以外は悪条件の土地といえる。崎浦地域にはシイの大木が多くみられるのも特徴のひとつであり、神木として祀られているものもある。現在集落が形成されている土地以外で、特に海岸沿いでは、五島層群に由来する砂岩質の露岩が連なり、美しい風景を作り出しているが、これらの露岩部は、人間の居住には向かない土地で幕末期以降に砂岩の採石場となった場所である。一般的に内陸の山を削り採石をおこなうことが多いが、このように採石場が海岸線に連なる点は特徴的であるといえる。

崎浦地域背後には、標高364mの丹那山を最高峰として藤嶽から桜ヶ岳に至る300m前後の丹那山系が連なり、ここを源流とした江ノ浜川、浜川などが比較的豊富な水量で江ノ浜、赤尾の各集落の耕作地を潤わせていた。しかし、海浜部にある集落は、夏から秋にかけては台風が直接押し寄せ、また特に赤尾集落は北側の有川湾に面した土地で、冬季に強い季節風が潮を巻き上げ、吹きつける厳しい環境でもある。

＜時代背景＞ 崎浦地域では、鎌倉時代の建久6年（1195）、江ノ浜集落に薬師如来像が伝えられ、最初に薬師堂が祀られたとされるトーノシロには室町時代に建てられた石塔群が今に伝わる。また、室町時代の弘和3年（1383）、宇久氏八代尾張守覚が、宇久島より福江島の岐宿に居を構えるため、宇久島から福江島へ移る際、奥方は懐妊中であったため、後日遅れて出発した。その船が崎浦地域近くの瀬戸の荒波にのまれ転覆した。その際に、奥方は赤尾集落で発見され浦桑の浄福寺に葬られた。その御霊に「豊玉姫命」の神霊を勧請し「孕大明神」の神号を奉り、赤尾集落に社殿を造営し、「孕神社」とした。

このように、崎浦地域は中世以来の集落が継続する歴史が深い土地柄であることがよく示される。

これに対して、孕瀬戸対岸の頭ヶ島では、異なった様相をみせる。頭ヶ島は、幕末の安政期になり、ようやく前田儀太夫による開拓があり、引き続き鯛ノ浦よりキリシタンの移住が始まるまで、療養の療養施設などが設けられた記録があるものの、無住に近い状態で江戸末期を迎えた。明治6年（1873）に禁教高札が撤去されると、その14年後の明治20年（1887）にカトリックに復活したキリシタンの人々により、最初の木造カトリック教会堂が建てられた。さらに、大正8年（1919）に建替えの石造教会堂が建設された。この石造教会堂は壁面を地元産砂岩の切石で組上げたもので、工事には崎浦地域の石工が参加している。人々は頭ヶ島内に分散し、散村形態で集落の形成がおこなわれた。頭ヶ島への移住は、北魚目地域でみられる宗教を背景にした住み分けの集落と同様な意味がみいだされる。

近年の昭和56年（1981）になり、頭ヶ島に空港が建設されると同時に頭ヶ島と崎浦を結ぶ頭ヶ島大橋が架橋された。空港建設と前後して頭ヶ島の島内および赤尾、友住などにおいても道路整備が急進され、頭ヶ島のみならず赤尾や友住の景観にも大きな変化が生じた。崎浦3郷と頭ヶ島の間には、教会堂建設以外には長い間本格的な交流が少なかったが、戦後になると徐々に交流が進むようになった。

＜石材業形態＞ 崎浦地域における生業は昭和30年代になるまで石材業がその中心にあった。崎浦地

域に産出する砂岩の採掘を本格的に開始したのは幕末期といわれ、それ以前の崎浦地域の生業は漁業と自給自足的な農業が中心であった。幕末期になり、江ノ浜集落では「利吉」という人物が平戸領に行き、石材加工技術を学んできたというのが、江ノ浜の石材業のはしりであると伝わる。「利吉」の墓は江ノ浜集落にあり、墓石には安政六末年と没年が刻まれる。赤尾集落については『長崎県の地名』（平凡社、2001）によれば、「文化年間から墓石材を産した」とあるものの、詳細が不明である。

崎浦地域と平戸の直接的な関連を示すものとしては、嘉永5年（1852年）建立の普門寺（平戸市木ヶ津町）の常盤蔵がある。この建物は伽藍後方高台に建つ石造の蔵であるが、建物を堅牢とし、耐久性を高めるため外壁に五島領、頭ヶ島の砂石が使用され、その旨が銘盤に記録されている。一方、江ノ浜神社の鳥居のうち最も拝殿側の鳥居は、天保10年（1839年）建立で、石種は地元の砂岩ではないとみられる。この鳥居は有川近郊の石材を用いているといわれ、加工は有川石工・貞治郎の手になるもので、この時点では江ノ浜の石材も石工も係わりがないとみられる。しかし、慶応2年（1866年）に江ノ浜・塩谷崎沖で起きたワイルウェフ号遭難の慰霊碑が江ノ浜石工の手になるもので地元砂岩製であることから、江ノ浜の石工が地元砂岩に係わり出すのが幕末期であることの裏付けのひとつとなる。明治時代に入り、敷石などの板石製品に加え、建築用材などとして徐々に砂岩製品の需要が高まり、大正時代には砂岩需要の最盛期を迎えることとなった。この時期の江ノ浜では集落の中の大半が何らかの形で石材業に係わっていたとみられる。この最盛期に築かれたもので地元に残るものとして頭ヶ島天主堂が代表され、細かく複雑な装飾が多用される独特な墓碑や、赤尾集落の腰板石張りの良質民家がある。砂岩製品の販路は五島一円を始めとして、長崎、天草、平戸、壱岐、対馬、甬など周辺多岐に渡った。他所に石製品を送り込む一方で、崎浦地域内では、本来木材などを使用して製作するような身近なものにまで砂岩を利用して製作している。例えば、江ノ浜集落の井戸上屋に象徴されるように、崎浦においては、木材やその他材を石材に置き換えるような利用の仕方をおこなっている。

石材加工場であるが、敷石のような単純形状の板石材は、石切場において加工され、その場所から船に積まれ出荷された。これに対して石碑、墓碑などの手間が掛かる製品は、適度な大きさに荒加工された石材を集落の加工場に船で運び、そこで製品加工をし、船で販売先に運搬した。加工場は石材の運搬に都合が良いように海岸沿いの集落周縁部に設けられ、なおかつ、石材加工に多くの水を必要とするため、水場のある場所に加工場を構えた。

その後、大正12年（1923）の関東大震災をきっかけに、建築用材としてのレンガの需要は衰退し、コンクリート建築が普及するにつれ、同様に建築用材としての砂岩の需要も衰退する。そのため砂岩の用途として、間知石や砥石などに販路をみいだすと共に、石流し、突き臼、砥石などに販路をみいだすこととなった。しかし、突き臼のように大量に販売された時期もあったが、次第に砂岩の利用は衰退していった。砂岩の需要が減り、石工の仕事が少なくなると、石工の仕事が重労働であることもあり、石材業を離れるものも増えた。戦後になるとその頃より盛んになり始めた遠洋漁業の船に乗り組む人が増えることとなった。

一方、崎浦地域、特に江ノ浜では墓碑を中心とした石碑の製作が幕末期から行われており、これを得意としていた。赤尾、友住から江ノ浜の石工に弟子入りする人も多かったが、おそらく石碑の仕事に対するものであろう。初期には地元産砂岩を使用した石碑を製作していたが、大正時代に入り、長崎県北松浦郡の鷹島で産出される玄武岩系統の「黒島石」「阿翁石」などと呼ばれる他所の石が流通するようになり、崎浦でも使用されるようになった。砂岩の一般的需要が衰退した以降は、赤尾や友住でも石材業の中心を石碑製作に特化するようになるが、江ノ浜で学んだ石工の系統が多いとみられる。さらに時代が進むと玄武岩系統の「唐津石」、花崗岩系統の国内産「みかげ石」など

が美観上好まれるようになり、現在では価格の安い中国産「みかげ石」が輸入されるようになり今日に至る。

＜農業、漁業と石材業＞ 中世から近世にかけての崎浦は、上五島の生業として欠かせない漁業を中心とした生活からはじまり、その面影が集落の海岸沿いに集住形態として残っているとみられる。

崎浦地域における農業は、赤尾、江ノ浜では田と甘藷栽培で友住では耕作地が少なく甘藷栽培が中心であった。ただし、甘藷を薄切りにして乾燥させたカンコロ以外は外部に出荷するほどのものではなく、自家消費程度の農業であるといえる。赤尾集落では崎浦のなかでは段々畑の耕作地が多かったこともあり、特に農耕用の雌牛が多く飼われており、母屋に対して鍵の手状に接続した牛小屋が附属するのが特徴である。

崎浦全体において、甘藷を薄切りにして乾燥させた「カンコロ」の製造をおこなうが、北魚目地域と比較した場合、生産量が少ない。これは生の「いも」を床下で保存するための「いもがま」の数が北魚目地域ではひとつの家に3箇所あることが多かったが、崎浦地域では1箇所であることが多いことからいえることである。また、北魚目地域では「常設」していた「カンコロ」の乾燥棚「やぐら」は崎浦地域では必要な季節に組み立てる「仮設」であるとともに、「カンコロ棚」と呼ばれる点異なる。

石材業最盛期では、石材業が忙しい時期は、石の仕事を優先したという。やがて石材業が衰退すると、石材業を離れる人が増え、戦後に盛んになりはじめた遠洋漁業に乗り組む人も増えるようになった。また、近年の昭和40年代になると、甘藷栽培を中心としていた畑は、振興策として「甘夏みかん」の栽培に中心を移し、短期間であったが盛んに栽培を行った。江ノ浜集落では現在も数を減らしているものの「甘夏みかん」の栽培が続いている。漁業では、遠洋漁業が衰退するようになると、崎浦の人々はひとつとなり赤尾地区の定置網を生計の一助とし、現在に至る。

＜特徴的な集落景観＞ 崎浦地域の集落形成自体は時間をかけて形成された集落であるといえる。この点では北魚目地域における寛政年代以降の移住により形成された農業集落と異なる。

崎浦地域の集落景観の最大の特徴は、身近に産出される砂岩をふんだんに利用した景観であるといえる。砂岩の性質のひとつである、「層状に割れやすい」という特徴と「加工が容易である」という特徴を活かしてつくられる「板状の石」を使った石畳や腰板石をふんだんに使って生み出された景観であるともいえる。また、厚く採れた板状の石は1尺程度の幅に整えられ、建物基礎の地覆石や切石塀に生まれ代わり、景観の一部となった。

崎浦地域に砂岩の利用が普及した要因としては、「豊富に存在する砂岩」を、小規模であれば「機械力を使わず比較的容易に」「身近な場所で採取」でき、「砂岩のその性質から比較的容易に加工ができた」、さらに「石としての価格もそれほど高くない」ということが考えられる。

また、石材は木材と違い、不要になった場合の処理が困難である。石材の一般的な特徴として、重量が大きいうえに、木材のように燃やすことができない、また、石材は長時間かけて風化をすることはあるが、腐ることもない。このことから、石材が不要になった場合は、同じように使える場所に転用するか、小割にして別の用途に用いることが多い。その結果、例えば板石を小さく割って積み上げた塀などが生まれる。あるいは、建物の腰板として張っていた板石を、敷石として並べることも多い。さらには、最終的には細かく砕いて採石として利用することもできる。このように一度採取した石を徹底的に大切に利用することで現在見られる景観が生まれたともいえる。言い換えれば、崎浦地域で採取された石は、製品として他所に運ばれたもの以外、そのほとんどが崎浦地域の景観の一部として残ることになる。

このような徹底した砂岩の利用が「なにげない日常に潜む、ただならぬ景観」である「100万個の石のある集落」を生み出したといえる。砂岩は、江戸時代後期から昭和時代中期にかけて、崎浦

地域の人々にとって生活に広く結びついた、なくてはならない大切な存在であるといえる。

以上の事柄を一言で表現すれば「崎浦地域に身近に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心としてふんだんに活用することで生まれた特徴的な集落景観」といえる。

（２）課 題

前項で新上五島町崎浦の五島石集落景観の価値を述べてきたが、現状では様々な課題を内包しており、それらの課題解決がなされない状態であると、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」の価値は急速に失われてしまう可能性が大きい。特に道路事情が格段に良好になった昭和 50 年代以降、徐々に進んだ人口流失は、過疎化、少子・高齢化という地域再生にとって厳しい結果を残してきた。

過疎化や、人口流出による集落の変化や耕作放棄による農地の荒廃は集落そのものの荒廃を進めつつあるのが現状である。また同時に、耕作放棄地と空家の増加により里山の荒廃が進み、その結果イノシシなど害獣が繁殖し、害獣が人間の生活圏に近づくことで耕作地を荒らすなど農作物に深刻な被害を及ぼすことになった。さらに急速に進行する過疎化により、居住人口の減少が進むことで、将来の集落の存続自体が危ぶまれる状況にもなりえない。

新上五島町崎浦の五島石集落景観である石材の課題として次のようなことが考えられる。

1. 人口流出や人口減による空家の増加にともなう板石を張った家屋の荒廃
2. 石材業従事者の高齢化と後継者の不足
3. 石材供給の安定化、石切場の保護（砂岩の枯渇はない、容易に採れる場所が減った）
4. 石畳の劣化、石畳のすべりやすさの問題
5. 石垣の荒廃、補修に必要な人手の問題 など

崎浦地域は離島という本来から不利な環境に加え、以上のような容易に解決しがたい課題が山積しており、個々の要素をどのように守り伝えていくかという課題解決の施策より、むしろ上五島全体の地域活性化をどのように講じていくかが重要な課題である。

2. 保存管理に関する基本方針

「新上五島町崎浦の五島石集落景観」は文化的景観保存調査の成果から、本地域は、上五島の生業として欠かせない漁業を中心とした生活から始まり、その面影が集落の集住形態に残っている。また、急峻な地形を利用した北魚目地域と比べ比較的なだらかな土地に段畑や田を開き甘藷栽培を中心とした農業を行ってきた。加えて、本地域に豊富に産出される砂岩の採掘を行い石材業を営んできたことによる独特の生業、集落空間が形成されたことが明らかになった。

崎浦地域の集落景観の最大の特徴は、身近に産出される砂岩をふんだんに利用した景観であると言える。板状の石を使った石畳や腰板石、厚く採れた石では、建物基礎の地覆石や切石塀に利用するなど特徴的な景観を形成している。しかしながら、石材業従事者の高齢化や後継者不足などからこの特徴的な景観を維持していくことが厳しい現状である。そのため、新上五島町においては保存管理に関する基本方針を、保存調査により明らかになった崎浦の本質的価値に基づき、「自然的観点」、「集落及び生活・生業的観点」の二つの観点から示す。

以下の方針を定めるにあたり、各要素を保存していくためには地域に住む人たちの景観保全に対する理解と自助的な取り組み、そして行政の役割を明確にしておくことが必要であり、それを実行できる体制づくりが何よりも必要であることを先に記しておく。文化的景観保存計画や景観計画は、規制のための仕組みだと考えられがちだが、良好な景観の創造に繋がるという視点も忘れてはならない。

(1) 自然的観点

新上五島町の植物群系は照葉樹林帯である。群系は群落を分類したもので、主に相観で区分される。群系の種類は年平均気温と年降水量により形成される。崎浦地域の植生はマテバシイを優占種とする群落であるマテバシイ萌芽林と主にシイ類を優占種した群落、つまりツブラジイ萌芽林かスダジイ萌芽林が目立つ。また、これらの森林を伐採し人為的にスギ、ヒノキを植栽し形成された群落、人工林（スギ群落、ヒノキ群落）などで形成されている。

崎浦地域は五島層群の砂岩・泥岩互層があり、海岸線にはいたるところに砂岩が露出しており、切り出し跡などを随所に見ることができる。また、内陸側の山中斜面にも多くの露岩を見ることができる。崎浦地域ではこの豊富な砂岩を利用し、加工して石畳の街路や石樋による排水路、切石張の建物など町並みから日用品にいたるものが砂岩で作り出された特徴的な景観を見ることができる。

崎浦地域の江ノ浜集落には、オガタマノキ巨木やホルトノキ巨木、イスノキ大木など名木が生育している。また、地元で「シイの神様」と呼ばれているシイの大木も見られる。希少な植物であるシイ群落内の林床に生育していたカラタチバナも確認し、植物地理学上非常に貴重である。その他、江ノ浜集落の背後に位置する奥行きが深い谷にある滝において、近年は極めて少なくなったが、冬季に渡り鳥である絶滅危惧種の「オジロワシ・オオワシ」が水を飲み、水浴に飛来する貴重な場所もある。

したがってこれらの保存については、現状の維持に努めるものの、凍結的な保存ではなく適切に手を加えながら保存を図る必要がある。

(2) 集落および生活・生業的観点

崎浦地域における生業は昭和30年代になるまで石材業が中心であったが、現在では沿岸漁業が大半を占めており、石材業や農業は細々と行われている。

中世から近世にかけての本地域は、上五島の生業として欠かせない漁業を中心とした生活から始まり、その面影が集落の集住形態に残っている。また、農業では北魚目地域に比べ比較的緩やかな

土地を開墾し甘藷栽培が中心に行われ、段畑などの耕作地などにより農業景観が形成されている。赤尾集落においては農耕用の牛が多く飼われていたことが特徴で、母屋に対して鍵の手状に接続した牛小屋が建てられていた。

本地域において中でも特徴的なのは、五島層群に由来する砂岩が沿岸に多く見られ、それらを採石場として利用していることである。現在でも細々ではあるものの石材業が営まれているが、明治期から昭和30年代までは地元から産出される石材を利用して石材業が盛んに行われ、石畳の街路や石樋による排水路、切石張の建物の壁をはじめ、石造流し、甕状の石水溜など町並みから日用品にいたるものが砂岩で作りに出された特徴的な景観が形成された。

また、集落の家屋の中に百年近く経過したものや、他所から移築した建物も一部見られ、戦後の家屋であっても伝統的な構造・工法や間取りが継承されているものも多く見られる。

これらの集落を構成する諸要素の保存については、いくつかの保存方法を組み合わせる必要がある。まず農地景観の保存管理にあたっては、耕作地や周辺域の防風林や防風石垣などの景観維持に努めるとともに、その景観を造り、維持してきた技術の継承の支援作り、石造景観の保存についても、石材業の後継者の育成や技術の継承、保存会の立ち上げなどの検討、また、伝統的な土地利用を継続しながら今後も耕作地などの生業空間を維持していくために必要なシステムを検討するなど関係法令を踏まえ有効な支援策を検討していく必要がある。そして、集落の良好な景観を構成している保存すべき要素として、集落内には歴史的な石垣・防風石垣、および街路の石畳や石樋による排水路、建物の石壁などが残されており、これらを維持・保存することに努めることとする。また、漁村集落における漁港施設の改修工事等によってもたらされる景観の変化は、大きな影響を与えることも考えられるため、良好な景観を維持・保存することに努めることとする。

最後に農漁村集落の保全では、特に農地が継承されることが前提であり、時に建築物の変容よりも、こうした農耕地の変容の方が集落景観に及ぼす影響が大きい場合もある。本地域の農漁村集落については、家屋等の建築物だけではなく、その集落の持つ風情を保護すべきであろう。

3. 整備活用に関する基本方針

前述した保存の方針に沿って、整備活用に関する基本方針を以下に示す。

(1) 全体的な考え方

「新上五島町崎浦の五島石集落景観」は、自然的空間と集落及び生活・生業空間が一体となった景観地であり、このような景観地は長年の営みによって生み出されたものである。長期的な人々の生活・生業によって生み出されたものである以上、人の手が加えられ続けることで、景観の維持・保全が可能となってくる。しかし過剰な手入れは逆に景観を損ねてしまう恐れがあるため、一定の整備方針を定める必要がある。また、共同水路や祭礼・年中行事など伝統的コミュニティ活動を重視することも重要である。

公共事業においても、これまで道路は道路、農地は農地、森林は森林といった縦割りだった土地利用計画を総合的に見直し整理することが肝要である。このような観点から地域の景観マスタープランを法的に位置づけることができるのが景観計画であり、計画の見直しを行いながらまちづくりを進めることとする。

活用策に視点を移すと、崎浦を訪れる観光客の多くは国指定重要文化財である頭ヶ島天主堂や豊かな自然景観を体感することが目的であり、日帰り観光客が多いことが特徴である。文化的景観を生かした地域振興が最終的な目的であるため、広域的な観光ルートの設定や案内板等の設置だけではなく、地域自体の魅力を高め、そこへ行きたいと思わせる付加価値を付ける取り組みを行う必要がある。

平成19年1月、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載され、頭ヶ島天主堂を含む本地域も構成資産のひとつとして検討されている。活用という面で考えるならば、潜在的な価値を持っている場所であり、登録推進活動に併せ、文化的景観を核としたネットワークを形成していく必要がある。観光ツアーのほか都市部住民の観光客等をターゲットにした農漁家民泊等を視野に入れ、地域内にまちづくりグループなどを組織しそれらを主体とした施策を実施する必要がある。

ただし、このような観光施策を行う場合、過剰な観光客の増加等によって崎浦の景観が損なわれることがないように配慮しなくてはならない。観光客と島民とのトラブルなども心配されるため、島民と行政との緊密な連携も必要である。

(2) 自然的空間

崎浦地域の地質は1500～1300万年前の五島層群からなり、厚い砂岩層を主とする地質体から形成されており、変形もあまりない比較的水平な堆積岩からなる地層が見られる。ロクロ島及び頭ヶ島などの崎浦地域では淡黄色～黄色い砂岩層が広く分布し、それらを採石場として利用し頭ヶ島天主堂の壁石に使っていたと言われている。この砂岩層は、細かなリップラミナ、平行層理、脱水構造を持つ塊状砂岩からなる。非常に均質な砂岩層で、浅い海からデルタ末端部の環境の堆積物であり、その一部は、西海国立公園に指定され自然公園法によって保全が図られている。また、自然公園法によって保護される状態ではない自然林などを含む範囲については、同法に準じて現状維持若しくは植生回復を行っていくことが必要である。

(3) 集落及び生活・生業空間

本地域の集落に多く見られるのは、木造2階建または平屋建の住宅であり、腰板石を利用した住宅も多く見られ、現在も良好な景観を維持している。特に建築物や工作物の高さや色には十分注意すべきである。景観計画でそれらの行為誘導を行っているが、今後は景観協定の締結も視野に入れ、

より自発的な景観創造への取り組みへと繋げていくこととする。

【景観協定】

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。景観協定は、住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる有意義な制度であり、積極的な啓発・普及がなされることが望ましい。

土地所有者等の全員の合意による協定であることから、法に定める景観計画等よりも細やかなルールを策定したり、規制手法に馴染まないソフトな事項についても定めることができる等、幅広い内容とすることができる。

農漁村集落については、建築物の形態意匠や農地の保全・利用を一体として定めること等により、農漁村景観の保全を図ることが可能であるが、土地所有者等と十分時間をかけて協議する必要があるため、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的である。

本地域の景観を構成するものに地形を利用し「防風林」や「防風石垣」などに守られた「耕作地」がある。また、本地域で産出される砂岩を利用し石畳の街路や石樋による排水路、切石張の建物の壁をはじめ、石造流しなど町並みから日用品にいたるものが砂岩で作られ景観を特徴づける要素となっており、それらを作り出した採石場も特徴的な要素のひとつである。全国的に棚田の景観は観光資源としても認知され始めており、それと同様に石造物で囲まれた町並み景観を観光資源として生かし交流人口の拡大を図るなど地域の特性に合わせたものにすべきである。なお、これらの整備を行う際は、土地利用を尊重することが必要である。

さらに、生業空間としての景観構成には、これら「防風林」や「耕作地」、「採石場」に溶け込むように形成された集落構造がある。これらは個別単体で考えられるものではなく、一体的に捉えることで一つの景観が形成されていることにも配慮が必要である。

また、本地域には4箇所の漁港施設があり、それらの改修工事等によってもたらされる景観の変化は、大きな影響を与えることも考えられる。良好な景観を維持するための配慮が必要である。

4. 管理運営に関する基本方針

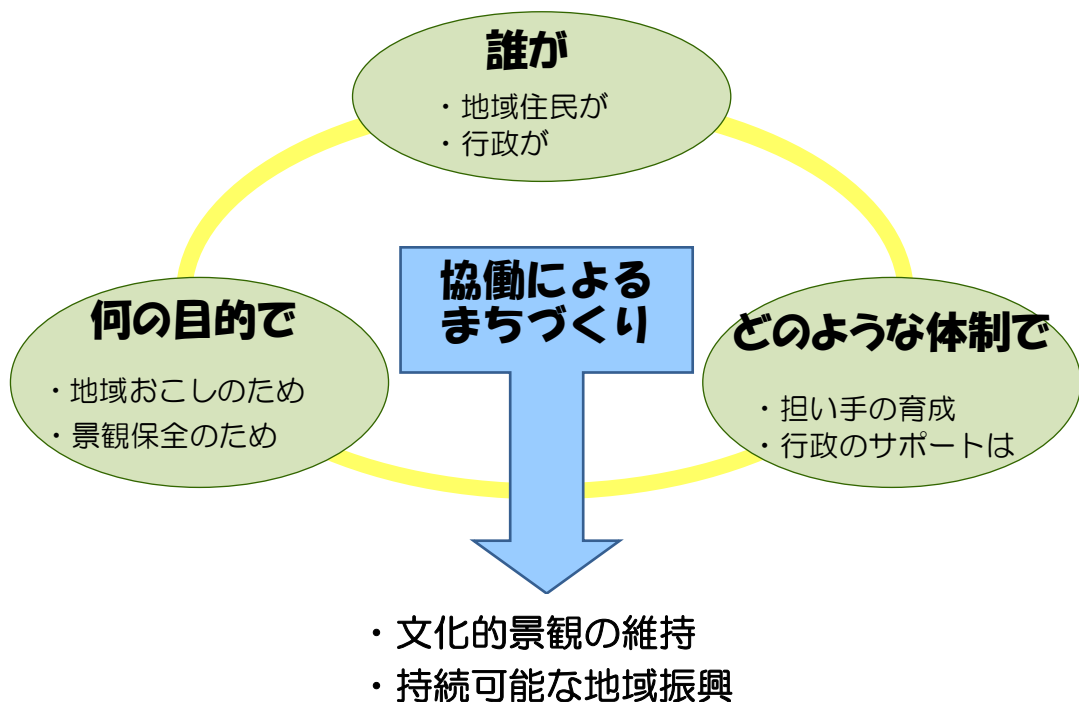
本地域の文化的景観は、自然環境にそこで暮らす人々の生活・生業の働きかけがあって、初めて作り出され、長い年月をかけて現在の景観へと変遷してきたものである。これは、継続し変化し続けている景観であり、現在の景観が完成形ではないことを示している。

農漁村集落の過疎化等により、現在の景観を保つことは非常に難しい問題である。特に地元の砂岩を加工して造られた石畳の街路や石樋による排水路、切石張の建物など特徴的な景観を有しているが、将来的にこの景観を継続するためには、石材業の後継者の育成または技術の伝承を行うため保存会の立ち上げなどを検討する必要がある。また、耕作放棄地と空家の増加により里山の荒廃が進み、その結果イノシシなど害獣が繁殖し、害獣が人間の生活圏に近づくことで耕作地を荒らすなど農作物に深刻な被害を及ぼしている。この良好な景観を継続させるために、「誰が(主体・担い手)」、「何の目的で(生業のため・景観の保全のため)」景観管理を行うのかという目的を明確にし、農漁村集落の景観が維持されるシステムを早期に確立させなければならない。

重要なのは、その地で生活し生業を営む地域の人々の存在であり、例えば農業を継続できない理由は何なのかを把握し、現在の景観を維持し発展させるため、農業を継続できた理由などの要素を取り除く仕組み作りを検討する。後継者不足であるのなら、農地所有者のみではなく、文化的景観地区に住む人々、周辺都市部に住む人々が積極的に景観保全に係わることができる仕組みが必要であろう。

本地域は自治会組織が比較的確立された地域であるため、これら既存の組織を活用した住民主体のまちづくりと景観保全、文化・伝統の継承を図るべきであろう。

一方、行政の体制も整理、強化される必要がある。文化的景観の継承・活用においては、教育委員会のほか、都市計画、建設、農林、観光部局等の多くの協力連携が必要となる。県関係部局との連絡調整も含めて、関係機関が緊密に協力できる体制を整備したい。その上で、地域活動を積極的にサポートしていくこととする。



第2章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

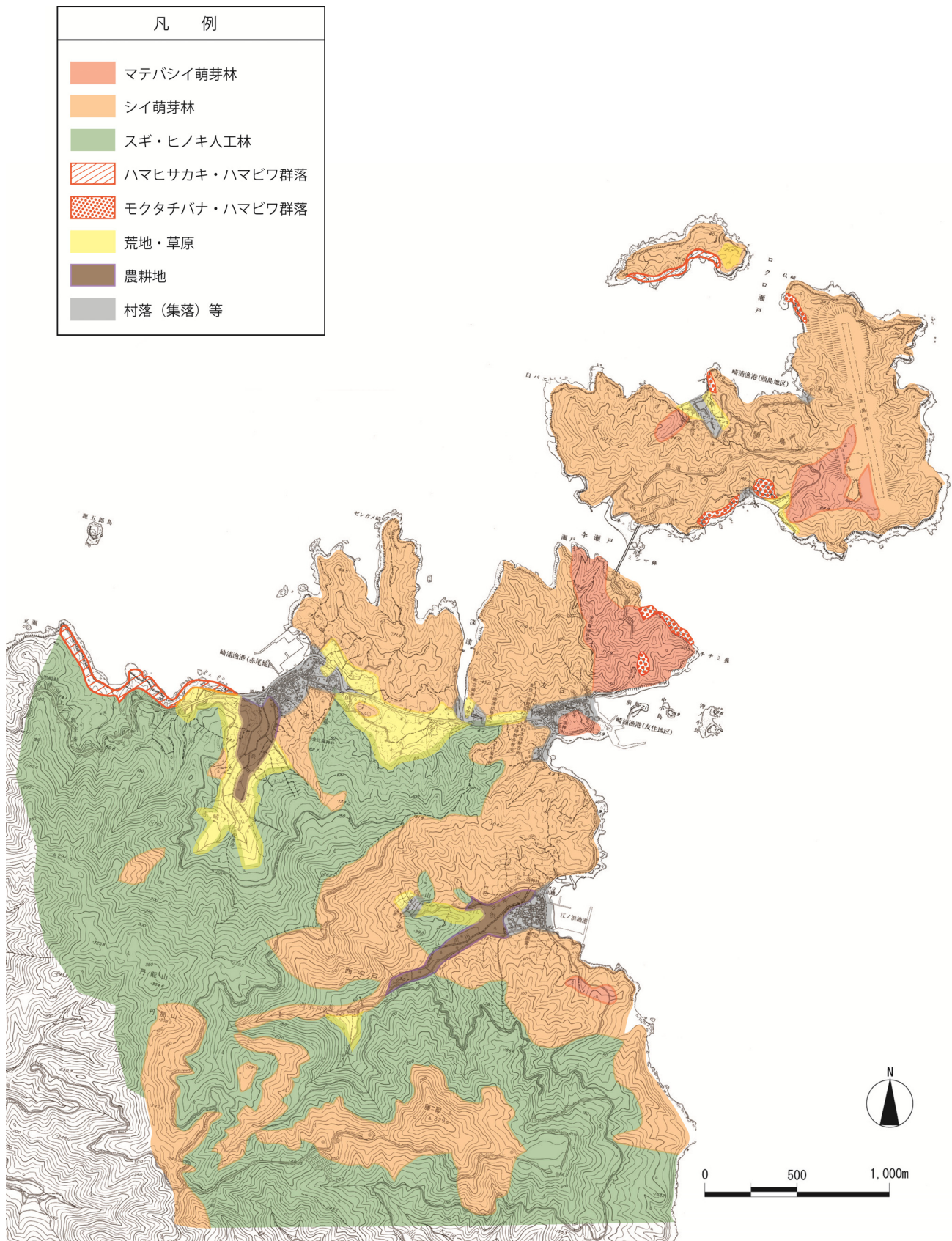
1. 保存管理に関する考え方

保存管理に関する基本方針を踏まえ、保存管理に留意した土地利用のあり方等を示す。

(1) 自然的観点

現状の植生区分に従った管理を行うとともに、伐採跡地の回復、育成を行うことで森林保全に努める。本地域において、優れた自然景観の一部は自然公園法や保安林として保護されているが、それらに隣接し、景観として連続したものについても、同様に保全されるよう努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
自然林	・森林法に基づいた保全に努める。 ・ただし、自然林が残る森林は、今後も現状維持を行うこととする。また、地域を表徴する植物の大木・巨木等も保護・保全に努める。
二次林	・森林法に基づいた保全に努める。 ・家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、シイ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。
人工造林	・森林法に基づいた保全に努める。 ・道筋や集落内に防風林として植生された人工造林は、景観構成要素であり、保存に努める。
道路	・生業・生活や森林の適切な維持管理のために必要とされる場合に限り、景観への配慮を検討した整備を行う。 ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。
海岸・河川	・自然海岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ・多様な生態系の維持に努める。 ・漁港整備などの公共工事においては、必要な整備に限り、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。 ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。
その他	・文化的景観区域内に大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に十分配慮する。(山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等) ・風力発電施設については、原則として設置しない。 自然公園（西海国立公園）内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（H16.1.19）があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課が定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設（風車）の取扱い基準について」（H14.11.11）がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。 (第7章参考資料：風力発電施設についての考え方) ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。



崎浦地域の植生図

(2) 集落及び生活・生業的観点

文化的景観を構成する主要な要素と位置づけ、良好に維持される生業空間に隣接する生活の場として、景観計画と連携した景観形成を図る区域とし、景観保全を図るとともに、生業の支障となる案件については、改善策を検討しながら生業景観の継承に努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
住居	・高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 ・伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 ・防風石垣や防風林の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。 ・良好な景観を有する「集落」としての景観保全に努める。
事業所	・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
神社、寺、教会堂	・構造、材料、色彩等の保存に努める。 ・高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・これらの信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。
公共施設	・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
道路	・新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、新上五島町景観計画を尊重するとともに、景観への配慮を最大限行うこととする。
墓地	・墓地様式及び時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。 ・古い墓地は山野に埋もれている箇所もある。それらは文化的景観を構成する無形の要素と関係が深い可能性があるため、住民の協力を得ながら保存・顕彰に努める。
集落の石垣景観	・集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。
広場	・資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 ・集落と一体となって良好な景観を形成するよう、活用方法や整備方針を検討する。
石造物	・場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 ・古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。
防風林	・住居や農地の周囲に自生し、それを活用して防風林となっているシイ林やツバキ林等の樹木は、集落・生業景観の特徴でもあるため保全に努める。

集落の緑地及び景観木	・地域景観のシンボリックな景観木の保全に努めるとともに、自然景観を損なわないような緑地の保全に努める。
信仰に関する空間	・寺社仏閣・教会堂等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、場所性を損なわないようにする。
耕作地	・耕作放棄地になっている場所が多いが、可能な限り再生を図る。
工作物	・景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。 ・電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。
屋外広告物	・設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 ・交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。
その他	・景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。

2. 既存法令等による土地利用規制の整理

申出対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、漁港漁場整備法による行為規制が適用されている土地が含まれる。

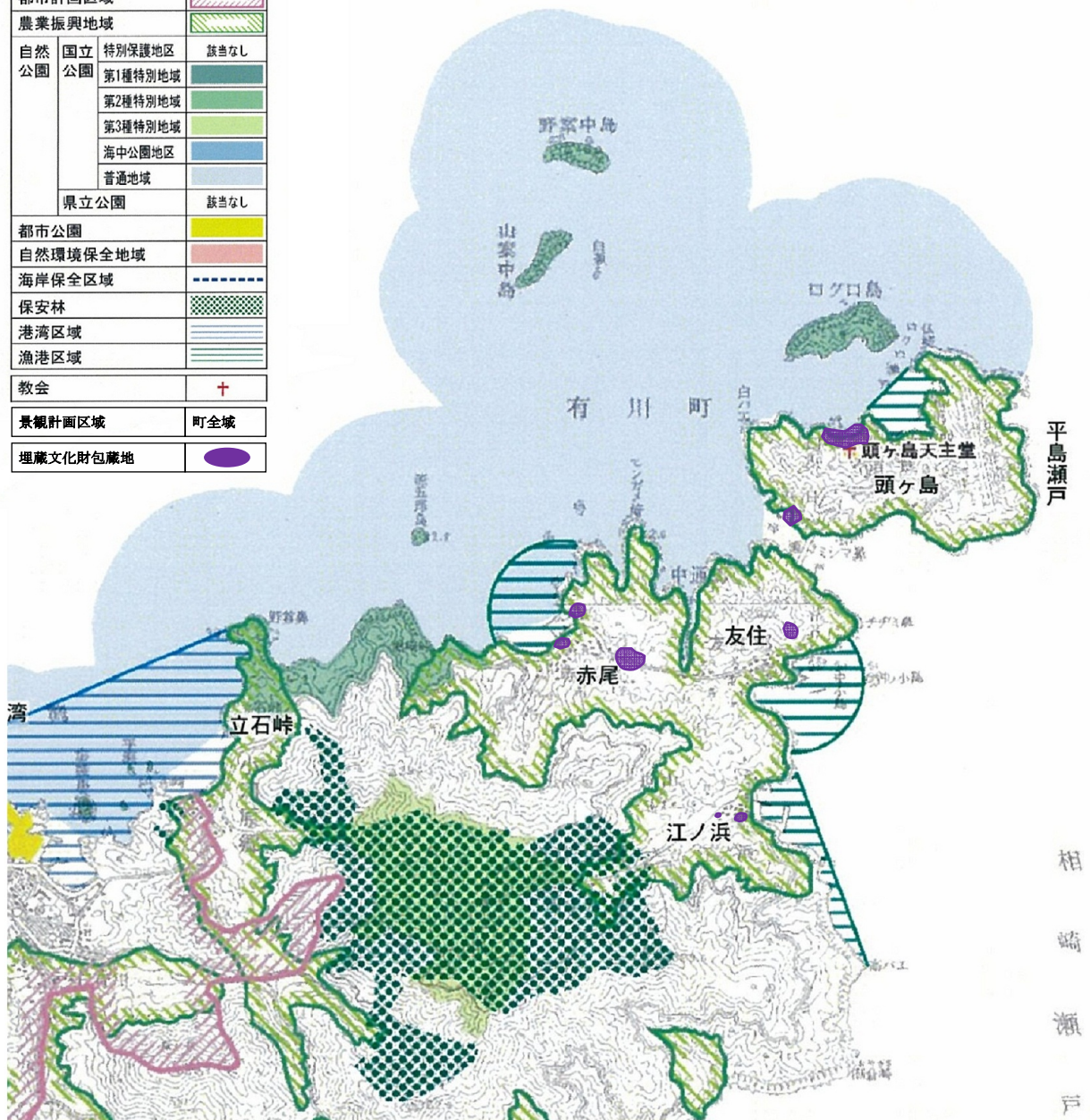
■土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域	許可又は届出	【許可事項】 ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②木竹を伐採すること ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること ⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること ⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑧水面を埋め立て、又は干拓すること ⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること ⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること ⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 【届出事項】 木竹の植栽、家畜の放牧	懲役又は罰金

	普通地域	届出	①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。） ②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ④水面を埋め立て、又は干拓すること ⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。） ⑥土地の形状を変更すること ⑦海底の形状を変更すること（海城公園地区の周辺一キロメートルの当該海城公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）	懲役又は罰金
景観法	景観計画区域	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 ④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	罰金
新上五島町景観条例	景観計画区域 ※ただし、今保存計画にかかる地域を特定し規制する規定はなく、町全域を対象とする。	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為 ②木竹の伐採 ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	保安林	許可	①立木の伐採 ②立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落葉を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
長崎県文化財保護条例	県指定文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	罰金 科料
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金
漁港漁場整備法	漁港	許可	工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）	罰金
海岸法	海岸保全区域	許可	①土石（砂を含む。）を採取すること。②水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。③土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。	—

凡例

都市計画区域		
農業振興地域		
自然公園	国立公園	特別保護地区 該当なし
		第1種特別地域
		第2種特別地域
		第3種特別地域
		海中公園地区
		普通地域
	県立公園	該当なし
都市公園		
自然環境保全地域		
海岸保全区域		
保安林		
港湾区域		
漁港区域		
教会		+
景観計画区域		町全城
埋蔵文化財包蔵地		



「新上五島町崎浦の五島石集落景観」申出区域の土地利用規制図

3. 景観法に基づく景観計画による行為誘導

(1) 景観計画のエリア区分と方針

重要文化的景観申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要であり、新上五島町では、平成21年11月、新上五島町全域を対象に「新上五島町景観計画」を策定し「新上五島町景観条例」を制定した。本計画では、町域全体を景観計画区域とし、本町の区域を「海」「山」「街」「集落」の4つに大きく類型し、これらの景観特性ごとに景観づくりの方針を下記のとおり定めた。

また、新上五島町北魚目の重要文化的景観選定範囲及び新上五島町崎浦の重要文化的景観選定申出範囲を重要景観計画区域に設定している。

①「海」の景観づくりの方針

項 目	方 針
海岸	・自然海岸は極力保全する。 ・防波堤や護岸は、極力景観との調和を図るとともに、親水空間の確保に努める。 ・漂着ゴミ等は定期的に収集処分などの方策を検討する。 ・不用漁具等の適正処分や整理を行う。
建築物	・景観との調和に配慮したデザインや色彩とするとともに、圧迫感を与えない配置や規模とする。
外構	・自然素材の活用や緑化により、景観との調和に配慮する。
広告物等	・管理看板や広告物等は、できる限り集約化するとともに、景観との調和に配慮する。
道路・橋梁	・道路付属物や転落防止柵の素材や色彩は、周辺の景観や眺望を妨げないよう調和するよう配慮する。 ・橋梁や欄干は、景観との調和や、地域のシンボルとなるようデザインに配慮する。

②「山」の景観づくりの方針

項 目	方 針
山林	・森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持する。 ・四季の移ろいを感じることができる景観づくりを推進する。
建築物等	・森林景観との調和したデザインや色彩とするとともに、背後の山並みの稜線を分断しないよう配慮する。
外構	・自然素材の活用や緑化により、森林景観との調和に配慮する。
広告物等	・看板等は、森林景観と調和し、癒しを感じられるデザインとなるよう配慮する。
道路	・道路付属物の素材や色彩は、森林景観に調和するよう配慮する。 ・四季の移ろいを感じることができる沿道景観の創出や眺望の確保に努める。 ・長大な法面などが生じる場合には、緑化やその他修景を施し、周囲の景観を損なわないようにする。

③「街」の景観づくりの方針

項 目	方 針
建築物	・商店街は賑わいの持てる美しい建築物による景観づくりに配慮する。 ・歴史的な街並みとの調和に配慮した配置や規模、デザイン、色彩とする。 ・中高層建築物は、周辺の景観への影響が大きいことから、色彩やデザインに十分に配慮するとともに、街を往来する人々に圧迫感をあたえない配置や規模とする。
外構	・街並みの連続性に配慮するとともに、自然素材の活用などにより、豊かな景観をつくりだすよう配慮する。
広告物等	・広告物や案内サイン等は、できる限り集約化し、目的に応じて効果が最大限発揮できる位置に設置するとともに、簡素で分かりやすいデザインとし、目立ちすぎにより街並みの景観を乱さないよう配慮する。 ・案内サインは、隣接して乱雑な案内サインが設置されないよう配慮する。
道路	・舗装や道路付属物の素材や色彩は、賑わいのある街並みや歴史的な街並みなど、地域性を考慮したものとする。

④「集落」の景観づくりの方針

項 目	方 針
農地	・農地の適正管理に努め、良好な景観を維持する。休耕地への景観作物の導入なども検討する。 ・段畑の石垣などを保存するとともに、自然素材の活用や緑化などにより、集落景観との調和に配慮する。
漁港	・網やその他の漁業で用いる道具などは、雑然として見えるため、景観に配慮した管理方法などを検討する。
建築物等	・勾配屋根の設置や伝統的な工法を用いるなど、周辺の既存建物との調和や地域特性に配慮したデザインとなるようにする。 ・特に教会の周辺などは形態や色彩などに配慮する。
外構	・自然素材を活用するとともに、生垣や庭木の緑により、周囲の景観と調和したデザインとなるよう配慮する。
広告物等	・看板等は、地域産材を活用するなど、畑地景観に調和したデザインとなるよう配慮する。 ・自動販売機は色彩等に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
道路	・道路付属物の素材や色彩は、畑地景観に調和したものとする。 ・沿道の緑化や花による修景を推進し、畑地景観にふさわしい景観づくりに努める。

(2) 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準

■届出を要する行為（重要景観計画区域）

区 分	項 目		規模等の基準
建築物・工作物	新築、増築		建築面積及び増築面積が 10 ㎡を超えるもの
	改築、外観の修繕、模様替え又は色彩の変更		前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が 10 ㎡を超えるもの
	煙突、柱、高架水槽		高さ 5 mを超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等		高さ 5 m又は築造面積が 10 ㎡を超えるもの
	擁壁、柵、塀等		高さ 1.5mを超えるもの又は見付け面積が 100 ㎡を超えるもの（一連で造るものも含む）
	電線路	電柱	高さ 5 mを超えるもの
		変 電 器 等 の 地 上 機 器	設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
自動販売機	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替え又は色彩の変更		高さ 1 mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採		高さ 5 mを超え、かつ林業以外の目的の行為（ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行なう管理行為は適用除外）
屋外における物の集積又は貯蔵	屋外における野積みによる物の集積又は貯蔵		高さ 1.5m又は集積・貯蔵面積が 50 ㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更（鉱物の採掘又は土石の採取を含む）	鉱物の採掘又は土石の採取、のり面、土地の造成		採掘・採取面積が 300 ㎡を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が 0.5mを超えるもの 宅地等の土地の造成で 300 ㎡を超えるもの、又は切土又は盛土によって生じる法（のり）の高さが 1 mを超えるもの

■景観形成基準（重要景観計画区域）

項目		重要景観計画区域の景観形成基準																								
共通事項	指針	【形態意匠】 ○地区の歴史的・文化的景観と調和した落ち着いた安らぎのある景観を形成する。 ○歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。																								
	基準	【形態意匠】 ○低層建築で勾配屋根を設けることを基本とする。 ○一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。 【高さ】 ・最高の高さは10mを超えないこと。 【形態意匠－基本構造】 ・建築は和風のデザインを基本とする。 ・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 ・高床式（ピロティ）は避ける。 【形態意匠－屋根】 ・屋根勾配は、3/10～5/10を標準とする。 ・屋根の材料は、和瓦・金属板を基本とする。 ・屋根の形状は、入母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。 ・総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は庇等を設けることを基本とする。 ・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。 ただし、和瓦葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか塗装し、ざらざらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td><td>6未満</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>6未満</td><td>4以下</td></tr> </tbody> </table> ※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する建築物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。 【形態意匠－外壁】 ・外壁は、板張り・塗壁（しっくい等）・塗壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）を基本とする。 ・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>9未満</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～10Y</td><td>9以上</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>9未満</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td><td>6以上</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>6未満</td><td>4以下</td></tr> </tbody> </table> 【形態意匠－付属屋】 ・付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等不可）を基本とする。 ※本基準における「付属屋」とは、建築面積20㎡未満かつ軒高2.3m未満の建築物を指す。 【位置】 ・土地の区画形質の変更は原則行わない。 ・遠くからの眺望の際に突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 【形態意匠－建築設備等】 ・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	4以下	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	3以下	5YR～10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下	6未満
色相	明度	彩度																								
0.1R～5Y	6未満	6以下																								
上記以外	6未満	4以下																								
色相	明度	彩度																								
0.1R～10R	9未満	3以下																								
5YR～10Y	9以上	4以下																								
	9未満	5以下																								
上記以外	6以上	3以下																								
	6未満	4以下																								

指 針	【形態意匠・高さ】 ○送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。 ○垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。 ○煙突、遊戯施設は極力設置しない。 ○屋外照明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。 ○自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。
	【高さ1】 ・最高の高さは10mを超えないこと。

工 作 物	【高さ2】 ・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。
	【位置】 ・歴史的な地形を尊重する。 ・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 ・隣地相互での空間を確保する。 ・設置位置は、接道部から少なくとも1～3m程度の後退を基本とする。 ただしやむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。
	【形態意匠－外観】 ・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。 ・擁壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観等と調和する修景を基本とする。 ・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はそのように修景する。
	【形態意匠－屋外照明等】 ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・投光器等の天空への光束を抑制する。
	【形態意匠－色彩】 ・外壁の色彩は、以下の基準とする。 ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0.1R～10R	9未満	3以下
5YR～10Y	9以上	4以下
	9未満	5以下
上記以外	6以上	3以下
	6未満	4以下

※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する工作物（大規模工作物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。

基 準	【形態意匠－自動販売機】 ・野立ての自動販売機は覆屋を設け、周囲の景観になじむものとする。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同色系のものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。
	【形態意匠－外構】 ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1.5mを超えないこととする。 ・アルミフェンス等は、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。

土地の区画 形質の変更 (鉱物の採掘 又は土石の採 取を含む)	指針	○不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行わない。
	基準	・ 生業及び調査等の目的以外に鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・ 現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないようにする。 ・ 隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周囲の景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○地域の特徴的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	・ 基本的に木竹の伐採は避ける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。 ・ ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。
物の集積	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし、漁業や農業目的のものはその限りではない。
	基準	・ 道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 50 m²を超える物の集積は行えない。 ・ ただし、やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・ 屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的 推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	・ 大規模な屋外駐車場（1,000 m²以上）では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・ 工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。

（３）景観計画におけるその他の事項

新上五島町景観計画において、①景観重要公共施設の整備に関する事項、②景観まちづくりの推進方針、③景観重要建造物の指定の方針、④景観重要樹木の指定の方針を定めている。

これらの方針は、景観行政団体である新上五島町が今後も良好な景観を維持するために必要であると定めた最低限の配慮事項であり、景観重要公共施設に指定されていない公共施設についてもこれに準じることが望まれる。特に公共事業については、国県町の事業主管にかかわらず、計画が立ち上がる段階から把握して調整をはかることとする。

4. 現状変更の取扱い

重要文化的景観は、法執行上の規定として文化財保護法第8章（第134条―第141条）に、重要文化的景観の選定や現状変更の規制等が記されている。

また、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規制の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第24号）の公布により、文化的景観を形成する重要な構成要素を特定することとなった。この改正により、重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第136条関係）及び現状変更等の届出（法第139条関係）は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすることとなった。

申出地域で行われる現状変更対象行為の多くは、自然公園法、農地法、森林法、景観法等に基づく届出の対象行為となっている。

（1）文化財保護法の届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、以下の行為とする。当該物件の所有者は、現状変更の際に教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うこととする。

■届出を要する行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損（法第136条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令（第4条）で定められている。

※現状変更の届出等（法第139条）については、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとされており、その措置の範囲は省令（第7条）で定められている。

（2）文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、本計画において届出を要しない行為として定めている。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物、工作物の建設等
- ③通常管理行為、軽微な行為
- ア 建築物の新築、増築等、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・建築面積が10㎡以下の建築物
 - ・色彩の変更行為を行う部分が10㎡以下のもの
 - ・擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が10㎡以下のもの
 - ・電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ3m以下のもの
 - ・生業を営むために行う、高さが1.5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等

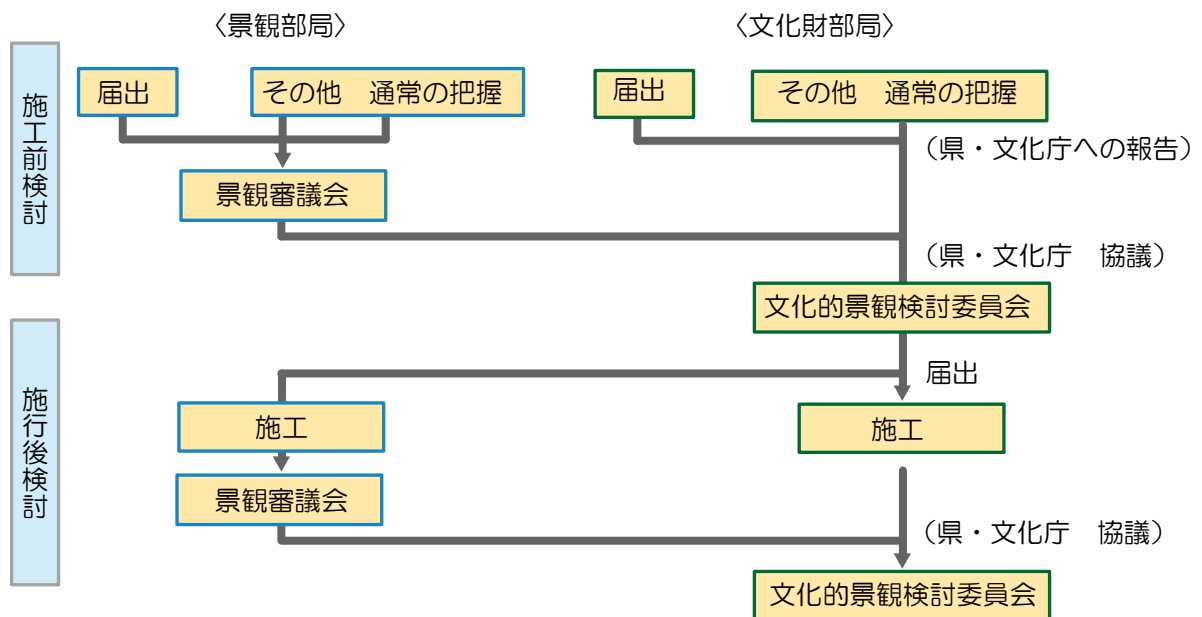
- ・生業を営むために行う、幅員が2 m以下の用排水路又は幅員が2 m以下の農道若しくは林道の設置
- イ 土地の形質の変更行為で、面積が100 m²以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）
- ウ 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの
 - ・森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の形状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第8章（第140条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で新上五島町景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第4条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

〈体制について〉



第3章 文化的景観の整備活用に関する事項

1. 整備活用に関する考え方

整備活用については、自然的空間と集落及び生活・生業的空間を体感し、地域の文化を知ることができるようになることを基本とする。調査研究による価値づけを継続することはもちろんのこと、修景事業の計画・実施、景観保全を担う人材育成等、検討事項は多岐に渡る。

新上五島町崎浦の五島石集落景観の整備は、自然的景観と集落及び生活・生業的景観を保全するよう努める。文化的景観の保全については、関係部署と調整し、価値のき損や滅失がないように努めることが原則である。

公共事業については、これまで管理者が異なるという理由から、隣接する場所であっても、工法や材料の違いがあり、環境保全の整合性が取りにくいことが課題であった。公共工事は景観への影響が大きいため、環境保全に対する認識を統一する必要がある。また、集落景観には、学校、橋梁、道路、港等、景観に大きな影響を及ぼす公共施設が含まれていることが多い。これらについては、景観計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めることも想定される。国土交通省から、「公共事業における景観検討の基本方針」（H21.4.1改訂）が示されており、その他景観ガイドライン等も多数策定されていることから、それらの内容を踏まえた事業実施に努めることとする。（第6章参考資料：公共事業におけるガイドライン等の尊重）

文化的景観を確実に継承していくため、地域住民の必要に応じて景観計画の見直し等も検討していく。

文化的景観の活用のため、上述した景観保全の取り組みと同時に、県内に分布する同様の価値を持つ文化的景観地域との連携を図り、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録の取り組みに併せ、広域な周知啓発ルート等の開発に取り組むこととする。

保存調査で抽出された景観阻害要因については、文化庁事業等を活用して、修景や除去に努める。これらの修理修景を実施しながら、地域内の拠点施設の整備や、サイン計画等を併せて検討する。

また、文化的景観を長期的に保全し継続していくために、地域産業の育成を図るものとする。

2. 整備活用の方針

(1) 自然的観点

景観を構成する要素	整備活用の方針
自然林	①整備の方針 ・自然林としての保全に努める。 ・水源涵養林として保全に努める ②活用の方針 ・全体眺望として、文化的景観の価値と併せて周知できる方法を検討する。
二次林	①整備の方針 ・里山としての保全を図りながら管理する。 ・用材として一定規模以上を伐採した場合は、植林を行うなど植生の早期回復に努める。 ②活用の方針 ・里山を活用した取り組みが望まれる。 ・木炭など林産物の生産を図る。
人工造林	①整備の方針 ・用材として一定規模以上を伐採した場合は、植林を行うなど植生の早期回復に努める。 ②活用の方針 ・用材などの林産物の生産を図る。
道路	①整備の方針 ・地域内の価値は、散策することで理解が深まるため必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を検討する。 ②活用の方針 ・森林内を通る里道を散策路とすることで、林空間の活用を検討する。
海岸・河川	①整備の方針 ・自然海岸としての保全に努める。 ・自然海岸や自然石積護岸を生かした整備に努める。 ②活用の方針 ・自然海岸は景観を活かした散策場所とする。 ・磯場は魚介類や藻類の採集場として保全する。
その他	①整備の方針 ・修景に関しては、重要文化的景観保護推進事業のほか様々な支援策を検討する必要がある。 ②活用の方針 ・海岸などの自然景観や天然記念物を活かした散策ルートの設定を検討する。

(2) 集落及び生活・生業的観点

景観を構成する要素	整備活用の方針
住居	①整備の方針 ・現在、集落には木造2階建て勾配のある屋根形状を有しているものが多い。住居は木造が望ましく、高さについては2階建て以下を原則とする。 ・砂岩を利用した腰壁石を使った特徴的な住居が多数存在するため、その保存整備を図る。 ・空家は所有者の協力を得て散策を行う際の休憩施設、物販所などとしての整備が考えられる。 ・地域内には廃屋が点在しており、これらは景観上好ましいとはいえない。私有財産であり解体処分等の対策には法的な壁もあるが、所有者との折衝や地域内での協議などにより、対策を講じる。 ②活用の方針 ・魅力ある集落景観をすることで、交流人口の増加を図る。 ・農漁家民泊としての利用を検討し、交流人口への受け入れ態勢の充実を検討する。 ・ただし、これまでの暮らしを保全する観点からも、大規模な交流人口増を目指すことは想定しない。
工場・事業所	①整備の方針 ・地域イベント開催時の拠点施設として、周辺部の整備も考えられる。 ・現在、地域内には地元産の土産品を流通販売する組織・施設がないため、これらソフト・ハードともに、その必要性や対応策を地域内組織で協議する。 ②活用の方針 ・他の地域では漁協や農協など地域の組織で地場物産品の即売会を行っている事例も多数あり、他地区を参考に活用策を検討する。
神社、寺、教会堂	①整備の方針 ・参道や庭園等、建築物と一体となって良好な景観を形成しているものも含めて保存整備を検討する。 ・従来の構造、材料、色彩等の保存に努めた整備を行うこととする。 ②活用の方針 ・観光利用が多い頭ヶ島天主堂は、地域活動の拠点となることも想定される場所であり、整備活用計画との連携を図る。 ・地域内の寺社やそれらに付随する石造物なども文化的景観の価値を付加することによって、更なる活用方策を検討することとする。 ・ただし、これらは信仰の場であり、地域住民の生活に直結しているところであるので、十分に配慮が必要である。

景観を構成する要素	整備活用の方針
公共施設	①整備の方針 ・学校や消防倉庫等を改修する場合は、周囲の景観との調和に努める。 ・漁港整備で、大きな構造物が設置される場合は、特に周囲の景観に調和するよう配慮する。 ②活用の方針 ・既に設置されている公共施設（学校や公園等の広場）については、地域活動の場として積極的に利用ができるよう調整を行う。
道路・里道	①整備の方針 ・地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を検討する。現段階では地域内の主要な幹線道路及び里道がこれにあたることを想定する。 ・地域内道路の整備については、無用な拡幅・拡張はせず、住民からの生活改善要望として上がっている箇所については、必要最小限の幅員を確保するよう改修していく。 ・道路線形は既存道路の線形や地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるよう設計する。 ・法面や切土面には緑化を施す。 ・法面に吹きつけを施す場合には、彩度・明度の低いグレー系の色とする。 ・護岸は極力自然石護岸とするよう努める。自然石護岸の積み方や素材については、周辺の既存の護岸と合ったものとする。 ・ガードレールなどの構造物はコントラストの強い色調を避け、景観の保全に努める。 ②活用の方針 ・荒廃している里道の復活など、既存の歩道等を利用した遊歩道の整備が考えられる。 ・道路整備の際に生じる残地を活用し、駐車場や展望施設としての活用が考えられる。 ・集落内の小道（歩道）については、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
墓地	①整備の方針 ・集落ごとに形成された古墓は、現在管理されていない箇所もあるので、地元の協力を得て草刈り等を行い、見学できるようにする。 ・ただし、故人を弔った信仰の場であるので、無用な整備は行わない。 ②活用の方針 ・古墓については現段階で積極的な活用は想定しないが、歴史体験ツアーなど教育文化的な事業に際しては見学できるようにしたい。
集落の石垣 景観	①整備の方針 ・宅地を取り囲む防風垣や建築物の壁の一部となっている石垣は、崎浦地域の景観の特徴となっており、保全に努める。 ・連続性を阻害しているものについては、修景若しくは除去を検討する。 ②活用の方針 ・地域内の小道を散策すると、数多くの特徴的な石垣景観を見ることができる。貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。

景観を構成する要素	整備活用の方針
広場	①整備の方針 ・公園整備等については、周囲の景観と調和した施設整備に努めることとする。広場を囲む金網のフェンスや大規模なネット、舗装材、トイレのデザイン等については、十分な配慮が必要である。 ・既存の公園については、改修の際に修景を実施していくこととする。 ②活用の方針 ・イベント広場として、又は日常的に利用可能な憩いの場としての活用を図る。
石造物	①整備の方針 ・地域に散在する石畳や石塔、石碑等の石造物は、現状維持に努める。また、整備する場合は地元産の石をできるだけ使用する。 ・記念碑等は景観を阻害する要因となり得るため、原則として新たな設置は行わないこととする。 ②活用の方針 ・石造物は地域史に深く関連するものである。その地を訪れた旅行者等がその価値を理解できるようなマップ等の作成が考えられる。
防風林	①整備の方針 ・耕作地や集落を取り囲む防風林は、地域独自の特徴的な景観であり、その保存整備に努める。 ・「新上五島町崎浦の五島石集落景観」を形成する重要な要素であるため、地域住民と連携してその保全に努める。 ・また海からの強い季節風や夏の日差しを防ぐためのものであり、実用面を考慮しつつ、今後大幅な改変を加えず現状維持に努める。 ②活用の方針 ・日常生活に溶け込む防風林としての景観を眺望できるように配慮する。 ・集落内の小道を散策すると、大規模な防風林を見ることができる。貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
集落の緑地及び景観木	①整備の方針 ・森林として現状維持に努める。 ・地域景観の核となるような樹木の伐採は行わないことを原則とする。 ②活用の方針 ・説明板の設置や散策マップへの掲載など周知を図る。
信仰に関する空間	①整備の方針 ・現在の景観を継承することを基本とし、原風景と極端に異なりコントラストが強い構造物等がある部分については、修景を検討する。 ・無形の文化について引き続き調査を行い、それを継続させるための方策を検討する。 ②活用の方針 ・無形の文化の保存に加え、公開の場を持つことで、伝承されてきた貴重な地域文化に触れる機会を提供する。

景観を構成する要素	整備活用の方針
耕作地	①整備の方針 ・耕作放棄地になっている場所が多いため、活用策を検討した上で、農地として回復を検討する。また目立つ場所については定期的な除草などを行う。 ・農地災害復旧工事では、可能な限り従前の石材を使用する等、景観の保全に努める。 ・地域内での石積み技術の継承に努める。 ・耕作地の景観を形成する防風林の整備及び管理技術について地域内での継承に努める。 ②活用の方針 ・集落や耕作地の修景を行うことで、交流人口増加のほか、畑地オーナー制などの活用を検討する。 ・学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・耕作物の地域ブランドとしての可能性を調査研究し、特産品の開発を行う。ただし、可能な限り従前からの耕作物を用いることが望ましい。
広場・耕作放棄地等	①整備の方針 ・耕作放棄地については「耕作地」に準じる。 ・駐車場整備は基本的に行わない。 ②活用の方針 ・耕作放棄地については「耕作地」に準じる。
工作物	①整備の方針 ・電線・電柱などの地中埋設化については、工事費の問題のほか、道路掘削や付帯施設の設置等の景観上の問題もあり、長期的な計画策定を要する。 ・景観を阻害する要因については、修景事業を実施していく。 ②活用の方針 ・不用となった工作物が、長期間放置されることがないように努める。
屋外広告物	①整備の方針 ・必要最小限の場所に、適切な大きさ、適切なデザインのものを配置する。 ・貴重な文化財の脇に案内板を設置する場合は特に注意を要し、文化財自体の価値を損なうことがないように努める。 ②活用の方針 ・本地域の文化的景観は、説明板を設置しないとその価値が分からないものも多く、関係部署と調整を図りながら設置を行い、文化財としての活用を図る。
その他	①整備の方針 ・文化的景観の価値を高めるため、地域内の文化財の調査、修復、整備を行う。 ・地域で景観協定を締結し、より細やかなルール作りを目指す。 ・修景に関しては、文化的景観保護推進事業で行う事業のほか、様々な支援策を用意していくことが考えられる。 ②活用の方針 ・文化的景観の価値については、その区域内の住民への周知に加え、観光客を含めた幅広い周知を行う。 ・生涯学習の一環として、公民館講座等を活用し、文化的景観の周知を図る。 ・地域の魅力をどのように伸ばし活用するのか、目標を明確にする。 ・学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・増加が見込まれる交流人口（観光客等）の受け入れ態勢を確立させる。

3. 整備活用計画

本章第1項及び第2項で文化的景観の整備活用の方針を示したが、詳細については、後に設置される整備活用委員会で検討を行い策定される整備活用計画に拠るものとする。この整備活用計画は、保存調査で明らかとなった文化的景観の価値を保護し活用するため、文化的景観地域内におけるより詳細な整備活用の指針を定めるもので、今後は、同計画に基づき整備を進め活用を図り地域振興に繋げることとしている。以下は、新上五島町内における既存の取り組み等を踏まえた、整備活用計画の骨子である。

【新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画 骨子】

(1) 基本構想

『崎浦地域に身近で豊富に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心として高頻度に活用することで生まれた特徴的な集落景観』

－文化的景観を生かした「まちづくり」－

- ①地域文化の継承
- ②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大
- ③地域産業の振興

地元で産出される砂岩を利用して形成されてきた崎浦地域の姿を体感し、地域の文化を知ることができるようになるため、「地域文化の継承」、「文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大」、「地域産業の振興」を軸に基本構想の検討を行う。

(2) 基本計画

重要な構成要素として「集落」を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は「集落の構造」にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを生かした活用計画の検討を行う。

①地域文化の継承

文化的伝統の保存・継承・活用、町民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等が考えられる。

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

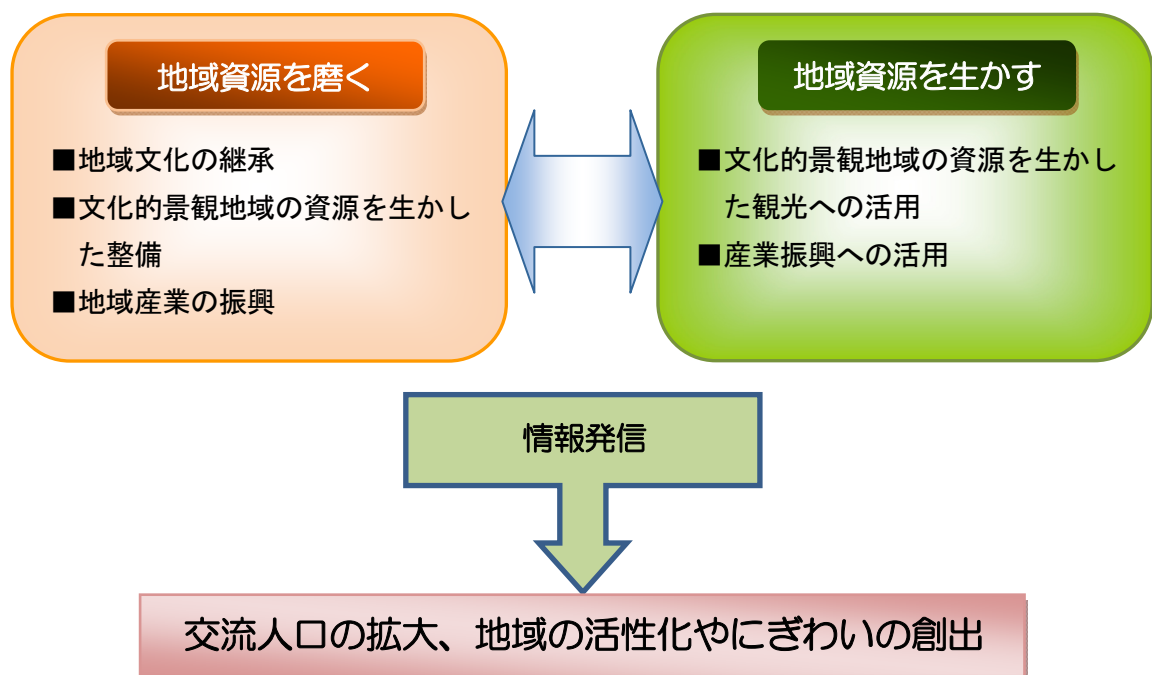
農漁村景観を生かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。テーマにあったメニューを充実させ、文化的景観を生かした周知啓発ルート（まち歩き型観光の擁立）の設定等が考えられるが、併せて、地域におけるもてなし体制も充実させる必要がある。交流人口の対象は町外からの観光客のみではなく、文化的景観の趣旨を町民に理解してもらうためにも、周辺地域に住む町民も対象にすべきであり、町民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取り組みを継続させる必要がある。

文化的景観地域の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携も重要になってくる。

③地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取り組みを進める。

新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を磨き生かすことを考える。文化的景観地域内での体験事業（農業体験、漁業体験、石材業体験、ツバキ実採取体験）や地域における景観保全の取り組み等を踏まえ、総合的な整備活用計画を策定しなければならない。



（３）新上五島町における文化的景観地域の位置づけ

様々な計画や各種事業間における文化的景観地域の位置づけを明確にし、本地域の振興について、全庁的な取り組みを行える体制を確立させる。

また、施設整備にあたっては、現在の観光客の入り込み状況を把握しながら、適切な場所に拠点施設を設けることが肝要である。

新上五島町における観光客数は年間約 19 万人であり、上五島観光に期待するものとしては、「自然・景観」、「郷土料理」、「教会」、「海水浴」などが想定される。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに登録されて以降、新上五島町内の構成資産候補を訪れるという効果もあり観光客が増加している。まずは、これまでの観光客の流れを文化的景観地域へと周遊させる仕組み作りを行うことが必要である。

整備活用計画を策定するにあたっては、適切なゾーニングを行い、各地域が活かすべき魅力を把握した上で、動線計画やそれに伴う整備計画を立て、それを活用するための方策について検討を行う必要がある。

第4章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1. 管理運営に関する考え方

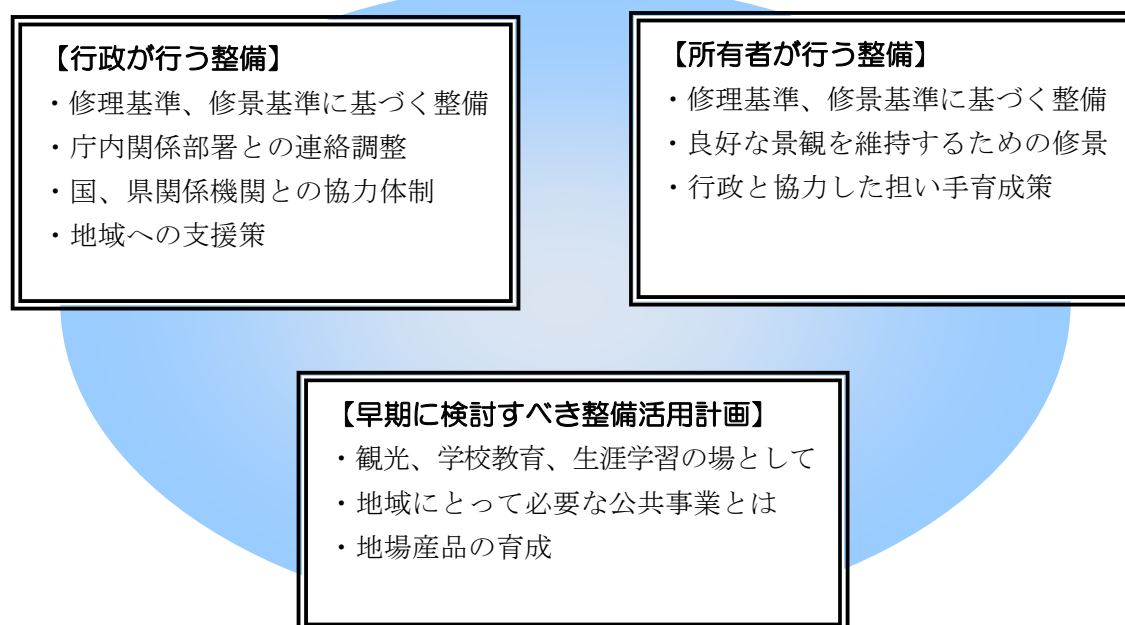
基本方針を踏まえ、管理運営に関する考え方を以下に示す。

地域の文化的景観は「地域の資産」であり、良好な景観とともに継承していくには、地域住民と行政の協働が必要になってくる。「良好な景観」の定義は主観に拠るところが大きく、概念的であり、地域の人たちがその議論を深めることは難しいと思われる。しかし、自分たちの町にとって、何が好ましく、何を残していきたいのかを挙げることは可能であり、対象物が明確になると、景観保全に対する意識も向上してくるものである。

新上五島町崎浦は、自然への人為的な働きかけで景観が形成されてきた場所であり、それら生業が営まれる中で形成されてきた景観を引き継ぐことが重要である。そのためには、地域住民及び行政は文化的景観の価値を正しく理解し、その継承のために必要な体制づくりを進めなければならない。

本計画は、あくまで文化的景観の保存継承の枠組みを定めるものであり、この計画が効力を発揮し景観保全への取り組みへと繋げていくためには、景観行政団体である新上五島町や国・県等の施設管理者、地域住民の協力関係の構築が求められる。

文化的景観の整備と活用



2. 地域住民の役割

景観法で高さや色等の基準を設けたところで、それを守れば必ずしも良好な景観が形成されていくというものではない。画一的な「作られた景観」を形成することが目的ではなく、立地する場所の条件や周辺環境により、景観に配慮すべき事項は異なってくるものである。景観は、庭の手入れや空き地の利用の仕方等、それらの使い方に拠るところもある。地区を対象としたゆるやかな協定により自主管理することは、地域景観へのコンセンサスを作っていく効果があり、そうした自主的な取り組みで補完することによって広がりが出てくると考えられる。景観協定は景観規制のルールとしても使えるし、自発的な景観創造の制度としても活用できるものである。

文化的景観の継承は、行政の施策と共にそこに住む地域住民の参画と自主性が重要となる。本地域は、自治会組織が強く機能している地域であるため、これらを活動の母体組織として位置づけ、自分たちができることから始め、農地が荒れる原因として挙げられる、高齢化や後継者不足の問題を補うための担い手育成への取り組み等を通じて、町全体で文化的景観の継承に取り組むこととする。

3. 行政の役割

新上五島町においては、地域の特性に応じて、景観計画により段階的な規制を設定した。地域づくりを行うにあたっては、規制のみの制度ではなく、規制のレベルに応じた支援策を用意すべきであり、規制と支援のバランスの取れた制度にしていくことが肝要である。（支援については、人的支援、経済的支援、規制緩和等が考えられる。）

文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する庁内担当課との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制づくりを行うこととする。

また、今後策定される文化的景観整備活用計画については、新たな体制を整え検討することとする。

第5章 文化的景観における重要な構成要素

1. 景観を構成する重要な構成要素の考え方

新上五島町崎浦の五島石集落景観は、「鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地」、「垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」として典型的または独特のものであり、「自然地理的背景」と「独特な歴史的・社会的背景」の結びつきから生み出された集落景観である。そのなかで「砂岩を利用した生業」が生まれ、「砂岩製品の流通や石材加工技術の伝承」が行なわれながら、集落内においては敷石や、石塀、腰板石などを中心にふんだんに砂岩を活用し、石流しや石かまどなどにも砂岩を利用するような「生業と密接に結びついた集落」が生まれた景観であるといえる。

これは、「自然地理的背景」（＝五島層群に由来する堆積砂岩の露出）である海岸沿いの石切場より豊富に産出され、「層状に割れる」性質と「適度に柔らかく加工しやすい」性質をもった「五島石」（砂岩）に着目し、「独特な歴史的・社会的背景」（＝平戸地方との関係により習うけた石工技術が江ノ浜で開花し、友住、赤尾に彫刻技術を伝承）が重なり、砂岩の性質に適した製品を生みだし、それを島内外他所に製品として送り出す要因となった。結果として「崎浦地域の石文化」（＝頭ヶ島を含む崎浦地域の石文化）が生み出され、その一方で、集落内においては砂岩の徹底利用によって「生業と密接に結びついた集落景観」（＝集落そのもの）が形成されたものといえる。

すなわち、「崎浦地域に身近で豊富に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心として高頻度に活用することで生まれた特徴的な集落景観」と価値付けすることができる。

本地域においては海岸沿いに多くみられる砂岩の独特な採掘場（板石山）とそこに近接し、砂岩を高頻度利用した集落景観が価値を持つものであり、その集合体である崎浦地域全体が高い価値を持つものであると考えられる。

このようにして生まれた価値を表わすもの、欠くことのできないもの、あるいは今後において集落を維持してゆくために必要なものを重要構成要素と位置づけ、保存、保護をはかるものとする。

2. 重要な構成要素一覧

Ⅰ. 集 落				
* 集落の範囲には、居住地（石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、腰板石張り家屋、石堀、石畳、石垣、井戸、道、水路）、生業空間（採石場、耕作地、里山）、周囲の自然的空間（河川、滝、林、景観木）を含むものとし、これらの要素を保全することを原則とする。				
番号	種 類	名 称	管理者等	備 考
A	集 落	赤尾集落	自治会	
B	〃	友住集落	〃	
C	〃	江ノ浜集落	〃	
D	〃	頭ヶ島集落	〃	

Ⅱ. 居住地を構成する要素				
番号	種 類	名 称	管理者等	備 考
1	社寺、教会	孕神社	自治会	赤尾集落（集落の歴史的背景を表わすもの） 境内社山神社を含む
2	〃	金比羅神社	〃	赤尾集落（集落の歴史的背景を表わすもの）
3	〃	大師堂	〃	〃（〃）
4	〃	尾上神社	〃	〃（〃）
5	〃	子施様	〃	〃（〃）
6	〃	八坂神社	〃	友住集落字立木（〃）
7	〃	八坂神社	〃	友住集落字上村（〃）
8	〃	金刀比羅神社	〃	友住集落（集落の歴史的背景を表わすもの）
9	〃	恵比寿神社	〃	〃（〃）
10	〃	行者神社	〃	〃（〃）
11	〃	崎浦寺	個 人	〃（〃）
12	〃	江ノ浜神社	自治会	江ノ浜集落（〃）
13	〃	井出屋敷神社	〃	〃（〃）
14	〃	八幡神社	〃	〃（〃）
15	〃	金刀比羅神社	〃	〃（〃）
16	〃	シイの神様	〃	〃（〃） 山神社、水神様、シイの巨木を含む
17	〃	藤ヶ嶽神社	〃	江ノ浜集落（〃）
18	〃	江ノ浜薬師堂	〃	〃（〃）
19	〃	トーノシロ	〃	〃（〃） 石塔群、オガタマノキ、ホルトノキ、イスノキなどを含む
20	〃	頭ヶ島天主堂	団 体	頭ヶ島集落（集落の歴史的、社会的背景を表わすもの） 敷地内石造構築物、司祭館を含む
21	腰板石のある家屋	M・I氏宅	個 人	赤尾集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 牛小屋、庭敷石、防潮石垣を含む
22	〃	Y・H氏宅	〃	〃（〃） 牛小屋を含む
23	〃	K・G氏宅	〃	赤尾集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 牛小屋を含む
24	〃	H・K氏宅	〃	〃（〃） 牛小屋、庭敷石を含む

25	腰板石のある家屋	S・Z氏宅	個人	赤尾集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 牛小屋、庭敷石を含む
26	〃	O・H氏宅	〃	〃（〃） 牛小屋、庭敷石を含む
27	〃	K・S氏宅	〃	〃（〃） 牛小屋、庭敷石を含む
28	〃	T・M I氏宅	〃	友住集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 附属小屋、石塀を含む
29	〃	T・E氏宅	〃	〃（〃） 石塀を含む
30	〃	Y・T氏宅	〃	〃（〃）
31	〃	I・J氏宅	〃	〃（〃） 井戸、レンガ塀、門柱、石塀を含む
32	〃	E・J氏宅	〃	江ノ浜集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 附属小屋を含む
33	石垣壁のある納屋	T・H氏宅	〃	赤尾集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 母屋、牛小屋
34	〃	M・T氏宅納屋	〃	頭ヶ島集落（〃）
35	石柱のある建物	江ノ浜郷井戸	自治会	江ノ浜集落（〃）
36	特殊な石塀	T・MA氏宅石塀	個人	友住集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの）
37	〃	T・E氏宅石塀	〃	友住集落（生業と密接に係わる集落景観を表わすもの） 庭敷石を含む
38	移築家屋	頭ヶ島集落旧民家	新上五島町	頭ヶ島集落（集落の社会的背景を表わすもの）

Ⅲ. 居住地を構成する要素（公共施設）

番 号	種 類	名 称	管理者等	備 考
39	公共施設（道路）	主要地方道 上五島空港線	長崎県	友住郷
40	公共施設（空港）	上五島空港	〃	頭ヶ島集落
41	公共施設（道路）	1級町道 友住江ノ浜線	新上五島町	友住郷、江ノ浜郷
42	〃	2級町道 白浜線	〃	頭ヶ島集落
43	〃	普通町道 赤尾16号線	〃	赤尾郷
44	〃	普通町道 友住1号線	〃	友住郷
45	〃	普通町道 友住4-1号線	〃	友住郷
46	〃	普通町道 友住5号線	〃	友住郷
47	公共施設（漁港）	崎浦漁港（赤尾）	〃	赤尾集落
48	〃	崎浦漁港（友住）	〃	友住集落
49	〃	崎浦漁港（頭ヶ島）	〃	頭ヶ島集落
50	〃	江ノ浜漁港	〃	江ノ浜集落

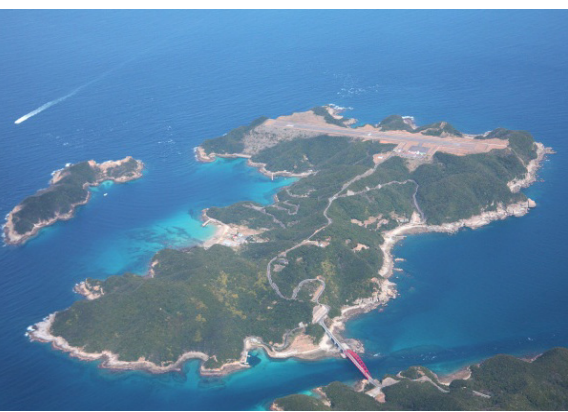
Ⅳ. 生業を構成する要素

番 号	種 類	名 称	管理者等	備 考
51	採石場	マブシ採石場	新上五島町	赤尾郷
52	〃	ロクロ採石場	〃	赤尾郷
53	〃	竹村 採石場	個人	江ノ浜郷

番 号	A	
種 類	集 落	
名 称	赤尾 (あかお) 集落	
住 所	新上五島町赤尾郷	
管理者	自治会	
備 考	集落の範囲には、居住地（石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、腰板石張り家屋、石堀、石畳、石垣、井戸、道、水路）、生業空間（採石場、耕作地、里山）、周囲の自然的空間（河川、滝、林、景観木）を含む	

番 号	B	
種 類	集 落	
名 称	友住 (ともすみ) 集落	
住 所	新上五島町友住郷	
管理者	自治会	
備 考	集落の範囲には、居住地（石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、腰板石張り家屋、石堀、石畳、石垣、井戸、道、水路）、生業空間（採石場、耕作地、里山）、周囲の自然的空間（河川、滝、林、景観木）を含む	

番 号	C	
種 類	集 落	
名 称	江ノ浜 (えのはま) 集落	
住 所	新上五島町江ノ浜郷	
管理者	自治会	
備 考	集落の範囲には、居住地（石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、腰板石張り家屋、石堀、石畳、石垣、井戸、道、水路）、生業空間（採石場、耕作地、里山）、周囲の自然的空間（河川、滝、林、景観木）を含む	

番 号	D	
種 類	集 落	
名 称	頭ヶ島 (かしらがしま)	
住 所	新上五島町友住郷頭ヶ島	
管理者	自治会	
備 考	集落の範囲には、居住地（石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、腰板石張り家屋、石堀、石畳、石垣、井戸、道、水路）、生業空間（採石場、耕作地、里山）、周囲の自然的空間（河川、滝、林、景観木）を含む	

番 号	1
種 類	社寺、教会
名 称	孕神社（はらみじんじゃ）
住 所	新上五島町赤尾郷 375-1
管理者	赤尾集落
備 考	山神社を含む



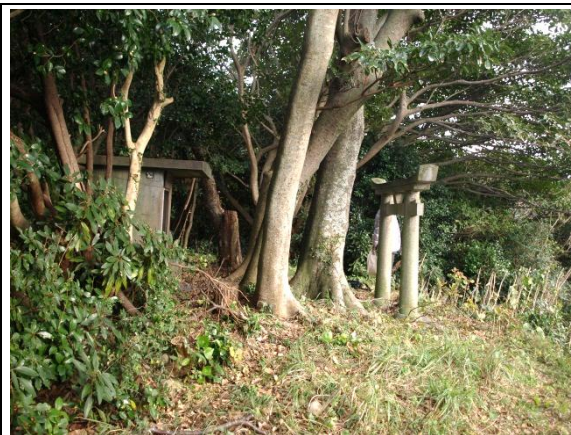
番 号	2
種 類	社寺、教会
名 称	金比羅神社（こんびらじんじゃ）
住 所	新上五島町赤尾郷 375-2 ほか
管理者	赤尾集落
備 考	赤尾集落の高神様



番 号	3
種 類	社寺、教会
名 称	大師堂（たいしどう）
住 所	新上五島町赤尾郷 472-1
管理者	赤尾集落
備 考	弘法大師にまつわる堂



番 号	4
種 類	社寺、教会
名 称	尾上神社（おのうえじんじゃ）
住 所	新上五島町赤尾郷 30-1
管理者	赤尾集落
備 考	最上位経王大菩薩を祀る



番 号	5
種 類	社寺、教会
名 称	子施様（こぜさま）
住 所	新上五島町赤尾郷 60-23
管理者	赤尾集落
備 考	崎浦地域近くの瀬戸で遭難した宇久氏八代 尾張守覚の奥方に付き添った産婆を祀る



番 号	6
種 類	社寺、教会
名 称	八坂神社（やさかじんじゃ）
住 所	新上五島町友住郷 353-2
管理者	友住集落
備 考	友住集落の氏神様



番 号	7
種 類	社寺、教会
名 称	八坂神社（やさかじんじゃ）
住 所	新上五島町友住郷 325
管理者	友住集落
備 考	



番 号	8
種 類	社寺、教会
名 称	金刀比羅神社（ことひらじんじゃ）
住 所	新上五島町友住郷 446-3
管理者	友住集落
備 考	友住集落の高神様



番 号	9
種 類	社寺、教会
名 称	恵比寿神社（えびすじんじゃ）
住 所	新上五島町友住郷 398
管理者	友住集落
備 考	



番 号	10
種 類	社寺、教会
名 称	行者神社（ぎょうじゃじんじゃ）
住 所	新上五島町友住郷 113
管理者	友住集落
備 考	



番 号	11
種 類	社寺、教会
名 称	崎浦寺（さきうらでら）
住 所	新上五島町友住 359
管理者	個人
備 考	崎浦地域唯一の寺



番 号	12
種 類	社寺、教会
名 称	江ノ浜神社（えのはまじんじゃ）
住 所	新上五島町江ノ浜郷 420-1
管理者	江ノ浜集落
備 考	江ノ浜集落の氏神様



番 号	13	
種 類	社寺、教会	
名 称	井出屋敷神社（いでやしきじんじゃ）	
住 所	新上五島町江ノ浜郷 421-5	
管理者	江ノ浜集落	
備 考		

番 号	14	
種 類	社寺、教会	
名 称	八幡神社（はちまんじんじゃ）	
住 所	新上五島町江ノ浜郷 378	
管理者	江ノ浜集落	
備 考	江崎氏の屋敷神様	

番 号	15	
種 類	社寺、教会	
名 称	金刀比羅神社（ことひらじんじゃ）	
住 所	新上五島町江ノ浜 216	
管理者	江ノ浜集落	
備 考	江ノ浜集落の高神様	

番 号	16	
種 類	社寺、教会	
名 称	シイの神様（しいのかみさま）	
住 所	新上五島町江ノ浜郷 154	
管理者	江ノ浜集落	
備 考	山神社、水神様を同時に祀る シイの巨木	

番 号	17
種 類	社寺、教会
名 称	藤ヶ嶽神社（とうがだけじんじゃ）
住 所	新上五島町江ノ浜郷 108-1
管理者	江ノ浜集落
備 考	藤嶽頂上付近に祀られる巨岩 石祠 2 基



番 号	18
種 類	社寺、教会
名 称	江ノ浜薬師堂（えのはまやくしどう）
住 所	新上五島町江ノ浜郷 36-2
管理者	江ノ浜集落
備 考	鎌倉時代に伝わった薬師如来像を祀る 厨子は江戸中期の質が高いもの



番 号	19
種 類	社寺、教会
名 称	トーノシロ（とーのしろ）
住 所	新上五島町江ノ浜郷 59
管理者	江ノ浜集落
備 考	最初に薬師堂が建てられた場所と伝わる 室町時代の石塔群 オガタマノキ、ホルトノキ、イスノキの巨木



番 号	20
種 類	社寺、教会
名 称	頭ヶ島天主堂（かしらがしまてんしゅどう）
住 所	新上五島町友住郷 638-1
管理者	鯛ノ浦小教区
備 考	大正 8 年竣工の石造教会堂 国指定重要文化財 司祭館、境内の石造構築物を含む



番 号	21	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	M・I氏宅	
住 所	新上五島町赤尾郷 421-1	
管理者	個人	
備 考	大正期の建築で非常に良質な建築 砂岩の石材業の最盛期に建てられたもの	

番 号	22	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	Y・H氏宅	
住 所	新上五島町赤尾郷 405-1	
管理者	個人	
備 考	明治9年建築の建物で、崎浦で最も古い部類	

番 号	23	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	K・G氏宅	
住 所	新上五島町赤尾郷 413	
管理者	個人	
備 考	崎浦地域で最大級の腰板石を持つ	

番 号	24	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	H・K氏宅	
住 所	新上五島町赤尾郷 448	
管理者	個人	
備 考	昭和23年建築であるが、古い形式を守る建築 腰板石が建物4周に残る 庭敷石がよく残る	

番 号	25
種 類	腰板石のある家屋
名 称	S・Z氏宅
住 所	新上五島町赤尾郷 429
管理者	個人
備 考	明治期とみられる良質建物 妻側に高い腰板石がある 庭、通路敷石がよく残る



番 号	26
種 類	腰板石のある家屋
名 称	O・H氏宅
住 所	新上五島町赤尾郷 359-3
管理者	個人
備 考	敷地全体が良く残る民家 成の高い腰板石がよく残る 庭敷石が良く残る



番 号	27
種 類	腰板石のある家屋
名 称	K・S氏宅
住 所	新上五島町赤尾郷 361-2
管理者	個人
備 考	腰板石、石塀がよく残る 庭敷石が良く残る



番 号	28	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	T・M氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 425、432	
管理者	個人	
備 考	明治6年建築の店のある良質民家 古い平面計画が残る 腰板石、石塀がよく残る	

番 号	29	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	T・E氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 427	
管理者	個人	
備 考	店のある民家 腰板石、石塀がよく残る	

番 号	30	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	Y・T氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 292、293	
管理者	個人	
備 考	昭和27年建設の良質民家 二階座敷と中廊下のある時期の早い例 建物周囲のうち3周に腰板石がある	

番 号	31	
種 類	腰板石のある家屋	
名 称	I・J氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 212-1	
管理者	個人	
備 考	敷地内に良質建物、レンガ塀、井戸、門柱 腰板石がよく残る 元医院の建物	

番 号	32
種 類	腰板石のある家屋
名 称	E・J氏宅
住 所	新上五島町江ノ浜郷 308
管理者	個人
備 考	屋敷全体が良く残る 腰板石がよく残る



番 号	33
種 類	石垣壁のある納屋
名 称	T・H氏宅
住 所	新上五島町赤尾郷 453
管理者	個人
備 考	変形敷地の形状がそのまま附属小屋に反映 附属小屋（牛小屋）は石垣で壁を作る



番 号	34
種 類	石垣壁のある納屋
名 称	M・T氏宅納屋
住 所	新上五島町友住郷 708-2
管理者	個人
備 考	妻壁に砂岩を積み上げた納屋 頭ヶ島にみられる石壁納屋



番 号	35
種 類	石柱のある建物
名 称	江ノ浜郷井戸
住 所	新上五島町江ノ浜郷 303-2
管理者	自治会
備 考	建築的に整った石造の井戸上屋



番 号	36	
種 類	特殊な石塀	
名 称	T・MS氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 419	
管理者	個人	
備 考	鬼門よけの石盤のある石塀	

番 号	37	
種 類	特殊な石塀	
名 称	T・E氏宅	
住 所	新上五島町友住郷 289	
管理者	個人	
備 考	五島藩武家屋敷の石塀に類似	

番 号	38	
種 類	移築家屋	
名 称	頭ヶ島集落旧民家	
住 所	新上五島町友住郷 655-1	
管理者	新上五島町	
備 考	赤尾より移築した民家 新上五島町でトイレ等に整備	

番 号	39
種 類	公共施設（道路）
名 称	主要地方道 上五島空港線
住 所	新上五島町友住郷
管理者	長崎県
備 考	



番 号	40
種 類	公共施設（空港）
名 称	上五島空港
住 所	新上五島町友住郷
管理者	長崎県
備 考	



番 号	41
種 類	公共施設（道路）
名 称	1級町道 友住江ノ浜線
住 所	新上五島町友住郷、江ノ浜郷
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	42
種 類	公共施設（道路）
名 称	2級町道 白浜線
住 所	新上五島町友住郷
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	43	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	普通町道 赤尾 16 線	
住 所	新上五島町赤尾郷	
管理者	新上五島町	
備 考		

番 号	44	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	普通町道 友住 1 号線	
住 所	新上五島町友住郷	
管理者	新上五島町	
備 考		

番 号	45	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	普通町道 友住 4-1 号線	
住 所	新上五島町友住郷	
管理者	新上五島町	
備 考		

番 号	46	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	普通町道 友住 5 号線	
住 所	新上五島町友住郷	
管理者	新上五島町	
備 考		

番 号	47
種 類	公共施設（漁港）
名 称	崎浦漁港（赤尾）
住 所	新上五島町赤尾郷
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	48
種 類	公共施設（漁港）
名 称	崎浦漁港（友住）
住 所	新上五島町友住郷
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	49
種 類	公共施設（漁港）
名 称	崎浦漁港（頭ヶ島）
住 所	新上五島町友住郷白浜
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	50
種 類	公共施設（漁港）
名 称	江ノ浜漁港
住 所	新上五島町江ノ浜郷
管理者	新上五島町
備 考	



番 号	51	
種 類	採石場	
名 称	マブシ採石場	
住 所	新上五島町赤尾郷 139-31	
管理者	新上五島町	
備 考	採石跡が良く残る採石場跡	

番 号	52	
種 類	採石場	
名 称	ロクロ採石場	
住 所	新上五島町赤尾郷 811	
管理者	新上五島町	
備 考	採石跡が良く残る採石場跡	

番 号	53	
種 類	採石場	
名 称	竹村採石場	
住 所	新上五島町江ノ浜郷 447-34	
管理者	個人	
備 考	近年に個人で始めた採石場で、現在「上五島石」として採石、石材加工を行っている	

第6章 参考資料

1. 公共事業におけるガイドライン等の尊重

国土交通省においては、平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成に持続的に取り組むためのシステムを確立するという観点から「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」が位置づけられている。

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針」が、平成19年度から運用を開始されており、平成21年4月1日に最終改訂が行われている。今回の改訂のポイントは以下のとおりである。

- ① 景観評価を景観検討の一環として位置づけ
- ② 対象事業を全ての直轄事業に拡大
- ③ 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類
- ④ 「景観整備方針」によって景観検討の一貫性を担保
- ⑤ 景観検討に関する事後評価の適正な実施

③の景観検討区分については、「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」の3つに区分されており、重要文化的景観は「優れた景観を有する地域で行う重点検討事業」の対象地域となっている。

その他、長崎県では「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン（暫定版）」を作成しているため、これらと連携し、一帯となった景観検討を行う必要がある。

2. 風力発電施設についての考え方

環境省自然環境局において、平成16年2月に「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方」を示している。

その中で、「風力発電施設が、地域へのエネルギー供給や地球温暖化防止へ寄与という公益性を有することは認められるとしても、なお、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、一般論として公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。」とされている。

なぜその場所が国立・国定公園に指定されているのか、その意義や目的を踏まえ、国立・国定公園における風力発電施設の立地の必要性や公益性について、個別に検討を行うこととする。

新上五島町崎浦の五島石集落景観

平成 24 年 5 月

発 行 新上五島町

印 刷 株式会社 修復技術システム



新上五島町崎浦の五島石集落景観

第Ⅰ部 文化的景観保存調査
第Ⅱ部 文化的景観保存計画

2012

長崎県新上五島町